

平成25年第1回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

3月15日（金曜日）

# 平成25年第1回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成25年3月15日（金曜日）

---

## 議事日程 第2号

平成25年3月15日（金曜日）午後1時12分開議

- 日程第 1 議案第 7号 甘楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第 8号 甘楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第 9号 甘楽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 4 議案第10号 甘楽町町営住宅等整備基準条例の制定について
- 日程第 5 議案第11号 甘楽町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第12号 甘楽町地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第13号 甘楽町交通交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第14号 甘楽町長、副町長及び教育長の給与の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第15号 甘楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第16号 甘楽町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第17号 甘楽町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第18号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第19号 甘楽町物産振興施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第14 議案第20号 甘楽町物産センター管理運営基金条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第15 議案第21号 甘楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第22号 甘楽町公の施設の設置及び環境整備等に関する条例の一部を  
改正する条例について
- 日程第17 議案第23号 甘楽町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第24号 町道路線の廃止について
- 日程第19 議案第25号 町道路線の認定について
- 日程第20 議案第26号 富岡市甘楽郡自立支援医療費（育成医療）支給認定審査会の  
共同設置に関する協議について
- 日程第21 議案第27号 平成25年度甘楽町一般会計予算
- 日程第22 議案第28号 平成25年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第29号 平成25年度甘楽町介護保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第30号 平成25年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第25 議案第31号 平成25年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第26 議案第32号 平成25年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第33号 平成25年度甘楽町水道事業会計予算
- 日程第28 委員会審査報告 社会産業常任委員会
- 日程第29 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 日程第30 発議第 1号 甘楽町議会議員の諸給与支給の特例に関する条例の一部を改  
正する条例（案）について
- 日程第31 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について
- 日程第32 議員派遣の件について
- 日程第33 一般質問 第1番 長 岡 敬 一（森林環境保全について）  
第2番 山 崎 澄 子（かんら保育園の正職員の増員を提案）  
第3番 江 原 榮 和（高齢者支援「地域福祉計画」の策定に  
ついて）  
第4番 中 里 芳 久（食物アレルギーと学校給食について）  
第5番 山 田 邦 彦（ご当地ナンバープレート等の導入を）  
第6番 山 田 邦 彦（童謡作詞コンクール入選作品とご当地

ソングのCD制作等を)

第7番 山田邦彦(「暮らしのガイド」作成を)

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（12人）

1番	江原榮和君	2番	佐俣勝彦君
3番	山崎愛子君	4番	富岡朝男君
5番	山崎澄子君	6番	長岡敬一君
7番	柳澤清次君	8番	長谷川儀平君
9番	黛哲夫君	10番	中里芳久君
11番	吉田恭一君	12番	山田邦彦君

## 欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	教育長	柴山豊君
会計管理者（会計課長）	飯塚章君	総務課長	斎藤誠君
企画課長	新井貞行君	健康課長	中野哲也君
住民課長	三木さゆみ君	振興課長	三木純一君
水道課長	山田勇君	教育課長	山田隆史君
農業委員会事務局長	佐藤芳雄君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長	松本一雄	書記	石井和子
------	------	----	------

○開 議

午後 1 時 1 2 分開議

◇議長（吉田恭一君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 議案第 7 号 甘楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（吉田恭一君） 日程第 1、議案第 7 号 甘楽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 2 議案第 8 号 甘楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（吉田恭一君） 日程第 2、議案第 8 号 甘楽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた

めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。  
本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第3 議案第9号 甘楽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

◇議長（吉田恭一君） 日程第3、議案第9号 甘楽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第4 議案第10号 甘楽町町営住宅等整備基準条例の制定について

◇議長（吉田恭一君） 日程第4、議案第10号 甘楽町町営住宅等整備基準条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第5 議案第11号 甘楽町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（吉田恭一君） 日程第5、議案第11号 甘楽町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。



〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第6 議案第12号 甘楽町地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定  
について

◇議長（吉田恭一君） 日程第6、議案第12号 甘楽町地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第7 議案第13号 甘楽町交通交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定  
について

◇議長（吉田恭一君） 日程第7、議案第13号 甘楽町交通交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第8 議案第14号 甘楽町長、副町長及び教育長の給与の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第8、議案第14号 甘楽町長、副町長及び教育長の給与の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に反対の発言を許します。

山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第14号に反対の立場で討論いたします。

この条例は、8年前から行っている、いわゆるまちおこしプランに基づき10%の減額を引き続き行うというものです。まちおこしプランでは、6,000円から9,000万円まで78事業について住民負担の増加や新たな負担の設置を行いました。合計で1年間に3億5,708万6,000円。こういった大きなプランでありました。現在でも引き続いて、公民館や体育館の使用料など幾つもの削減のプランが続行中であります。この中には、副町長を配置しないことは含まれていませんでしたが、実質的にはまちおこしプランとセットと考えていたものです。

ある新聞には、茂原町長は、「行財政改革に取り組み、財政健全化への道筋ができた。県職員としての豊かな経験を生かしてほしい」と説明したと報道されています。報道のとおり、財政健全化への道ができたのであれば、まちおこしプランでの住民負担を全面的にやめることや職員の皆さんの給料なども、もとに戻すべきだと考えます。

私は、町の規模と事業の多さから言って、町職員の人数が少ない町であるので、副町長の配置については賛成いたしますが、その給料につきましては、例えば30%の減額などが必要だと思います。本議案にはそうになっていませんので、賛成できません。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） これをもって討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第9 議案第15号 甘楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する  
条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第9、議案第15号 甘楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第10 議案第16号 甘楽町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例  
について

◇議長（吉田恭一君） 日程第10、議案第16号 甘楽町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第11 議案第17号 甘楽町都市公園条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第11、議案第17号 甘楽町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 1 2 議案第 1 8 号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第 1 2、議案第 1 8 号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 1 3 議案第 1 9 号 甘楽町物産振興施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第 1 3、議案第 1 9 号 甘楽町物産振興施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第14 議案第20号 甘楽町物産センター管理運営基金条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第14、議案第20号 甘楽町物産センター管理運営基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第15 議案第21号 甘楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第15、議案第21号 甘楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第16 議案第22号 甘楽町公の施設の設置及び環境整備等に関する条例の一部  
を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第16、議案第22号 甘楽町公の施設の設置及び環境整備  
等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第17 議案第23号 甘楽町下水道条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第17、議案第23号 甘楽町下水道条例の一部を改正する  
条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



#### ○日程第18 議案第24号 町道路線の廃止について

◇議長（吉田恭一君） 日程第18、議案第24号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



#### ○日程第19 議案第25号 町道路線の認定について



◇議長（吉田恭一君） 日程第19、議案第25号 町道路線の認定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第20 議案第26号 富岡市甘楽郡自立支援医療費（育成医療）支給認定審査会の共同設置に関する協議について

◇議長（吉田恭一君） 日程第20、議案第26号 富岡市甘楽郡自立支援医療費（育成医療）支給認定審査会の共同設置に関する協議についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 2 1 議案第 2 7 号 平成 2 5 年度甘楽町一般会計予算

◇議長（吉田恭一君） 日程第 2 1、議案第 2 7 号 平成 2 5 年度甘楽町一般会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 2 2 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算

◇議長（吉田恭一君） 日程第 2 2、議案第 2 8 号 平成 2 5 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第23 議案第29号 平成25年度甘楽町介護保険事業特別会計予算

◇議長（吉田恭一君） 日程第23、議案第29号 平成25年度甘楽町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

原案に反対の発言を許します。

12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第29号を反対の立場で討論いたします。

本事業の実施前には、いわゆるばら色のような制度と感じさせる、いつでもどこでもだれもが十分な介護を受けられると説明をしていました。その財源は、消費税などを充てるような言い方でした。

1989年4月、消費税導入の際、政府は、高齢化社会のためと大宣伝をし、多くの国民はそれを信じ込みました。しかし、去年までの22年間に、健康保険本人の医療費の自己負担は1割から3割に引き上げられ、老齢年金の支給開始年齢も60歳から65歳におくられ、介護保険制度の創設で保険料の負担に加えて利用者負担が請求される。さらに、75歳以上の医療差別を行うような後期高齢者医療制度の発足などなど、社会保障は衰退の一途をたどっています。消費税導入は、福祉のためということが真っ赤なうそだったことがはっきりしました。

1992年9月3日のある週刊誌では、当時の加藤政府税制調査会長が、「高齢化社会のためと言われ、我々税調もそう説明したが、本当はああ言えば一般の人にわかりやすいから」と国民だましを告白しています。こうした事実から、消費税が福祉のためでなかったことは明らかとなっています。

では、何のために使われたのでしょうか。この22年間に、消費税の税収は、約238

兆円です。同じ時期に大企業などのいわゆる法人3税は、相次ぎ減税と景気の低迷の中で、223兆円の税収減になっています。これでは、まさに消費税がそっくり法人税の穴埋めにされてしまったと言っても過言ではありません。

また、もう一つ注目すべきは、消費税導入の翌年から日本の軍事費はどんどん伸びて、現在世界でもトップクラスの年間5兆円にもなっていることです。消費税の導入が決まったとき、当時の竹下首相は、「これで国際貢献することができる」と述べました。消費税のもう一つの目的は、軍事費の拡大のためだったとも言えます。

そんな中、介護保険を実施してみると、いろいろな期待が裏切られました。

まず、一般の医療保険では、必要なときに日本中どこにいても必要な医療がだれでも受けられるようになっていました。しかし、この保険は、申請をして認定までに時間がかかり、必要なときにすぐにはサービスが受けられません。また、認定されなければ、使いたいサービスも受けられないんです。

65歳以上の人の中で、約12%の人しかサービスを受けていません。あとの88%の人は、サービスを受けないのに死ぬまで負担を背負うだけです。また、認定の程度により、利用限度額が決まっていて、それをオーバーすると、全額自己負担となります。限度額内であっても、10%の利用料の負担があり、大きな負担となります。そして、サービスを受けている最中でも保険料を負担する。生活保護を受けている人からも保険料を集める。こういうふうな開始前に心配された制度としての矛盾や欠陥が克服されずに推移をしています。そのほとんどが、以前は出していた国の負担を、介護保険になると大幅に減らしたことが原因です。

私は、国の負担をもっとふやし、当事者の負担を減らすことを望んでいます。もし、国の出し分をふやさないのであれば、町がもっとお金を出すべきとも考えています。

現在の保険料は、基準額を第4段階として、本人が住民税非課税で、ほかの世帯員に住民税課税者がいる場合の人が、年額で4万7,200円となっています。

65歳以上の人の中で、おととしの例では、第1段階が9人、第2段階で596人、第3段階421人、そして基準となる第4段階の方は1,698人です。この第4段階の人まで含めても、1億1,300万円ほどで済むわけです。町財政の規模からいえば、わずかで済むと思います。おととしの一般会計の決算では、不用額が1億5,000万円以上、そして各基金の合計は27億円以上となっています。このお金のほんの数%を使うだけで、保険料の免除もできるわけです。

今まで何十年も町や地域のため、そして家族のために尽くしていただいた高齢者が、年齢を重ね、体に不具合が出るのは当然のことです。そうなったら、受益者負担のような冷たい仕打ちをするのは正しくないと思います。ふだんから、町長が発言しているように、高齢者は町の財産です。しかし、本予算ではそういう扱いになっていないと思います。

ぜひ、高齢者が明るく楽しく元気が出るような介護保険となることを願いながら、反対討論とさせていただきます。

◇議長（吉田恭一君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

7番、柳澤清次君。

◇7番（柳澤清次君） 私は、議案第29号 平成25年度甘楽町介護保険事業特別会計の予算について、賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度は、今まで本人や家族が抱えてきた介護の不安や負担を社会全体で支え合うためにつくられた高齢者を支える社会保険制度として定着しています。

本事業は、介護保険事業計画を策定し、これに基づき運営され、保険料の見直しに合わせて3年ごとに計画の見直しをしています。

平成24年度から第5期介護保険事業計画がスタートし、これからの高齢社会を生きていく高齢者の皆さんが必要なサービスを上手に利用し、毎日を楽しく安全に過ごすための支援が過不足なく行われる計画になっております。

本町では、65歳以上の方全員を対象とする一次予防事業と、今後介護が必要になる可能性の高い人を対象とする二次予防事業も実施しながら、健全な介護保険事業の運営に努めております。

介護給付や介護予防施策の両面にわたる大事な事業に配慮した予算であり、本事業に予算は適切だと考え、賛成いたします。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第24 議案第30号 平成25年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算

◇議長（吉田恭一君） 日程第24、議案第30号 平成25年度甘楽町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第25 議案第31号 平成25年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算

◇議長（吉田恭一君） 日程第25、議案第31号 平成25年度甘楽町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第26 議案第32号 平成25年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算

◇議長（吉田恭一君） 日程第26、議案第32号 平成25年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

原案に反対の発言を許します。

12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第32号について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、戦後必死に働いてきていただいたお年寄りに、晩年になったら国から捨てられると信じられるような制度です。うば捨て山と表現する人もいますが、お金を取られることを思えば、うば捨て山よりもひどいこととなります。こんな社会でいいはずがありません。

後期高齢者制度は、75歳以上を一律に後期高齢者と決めつけ、現役世代から切り離し、全く独立した医療保険に加入させるものです。世界の中の国民皆保険制度の国々では、ほかに例がありません。それまで扶養家族になっていたお年寄りも、例外なく強制的に家族みんなが入っていた保険から切り離されるもので、まるで家族一緒に暮らしていた母屋から無理やり離れに連れて行って閉じ込めるようなものです。

政府は、「75歳以上には心身の特性がある。それに応じて医療サービスも変えなければならぬ」と言っています。政府が、後期高齢者の特性を、治療に時間も手間もかかる、認知症も多い、いずれ死を迎えるなどと想定していますが、こんな考え方で制度をつくれば差別医療となってしまいます。以前は、75歳以上の人も、国民健康保険または健康保険や共済組合などの被用者保険に加入していました。実施後は、ほかの世代から切り離され、例外なく組み込まれています。保険料も、生活保護受給者を除いて、一人ひとり

から徴収します。それまで、扶養として支払い義務のなかった約2,000万人の高齢者も保険料を払っています。今の高齢者もちろん、これから高齢者になるすべての国民を直撃する制度です。

何より、この保険を強く求めてきたのが、財界や大企業です。企業の保険料と負担増がふえれば、企業のグローバル競争力の低化を招くとして、制度改悪を強く求めてきました。自分たちは、大きな利益を上げながら、国民に犠牲を押しつける大変身勝手な態度です。

そもそも、日本の社会とは、77なら喜寿、88で米寿、その後、卒寿、白寿と、高齢を心から祝う社会でした。財政難を理由にして、高齢者の医療費からまず削る。こんな政治に未来はないと思います。

私は、即中止、撤回すべきと思い、反対いたします。

◇議長（吉田恭一君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、長岡敬一君。

◇6番（長岡敬一君） 私は、議案第32号 平成25年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、国の医療制度改革の一つとして、平成20年4月から実施されている制度です。この制度は、県内すべての市町村で構成される広域連合により運営され、市町村国民健康保険や健康保険組合等と同じ独立した医療保険制度です。

本事業は、75歳以上の方々の生活を支える医療を提供するとともに、これまで長年社会に貢献されてこられた高齢者の医療を国民みんなでしっかりと支えていく仕組みです。

歳入歳出予算は、それぞれ1億1,620万円です。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び保険料の軽減分を補てんする一般会計からの繰入金です。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものです。町に納付された保険料と一般会計からの繰入金を広域連合に納付する予算編成です。75歳以上の方々の生活を支える医療制度として、より一層のサービス向上に努めていただきたいと思います。

よって、本事業及び予算は適切だと考え、賛成いたします。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。



続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（吉田恭一君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 27 議案第 33 号 平成 25 年度甘楽町水道事業会計予算

◇議長（吉田恭一君） 日程第 27、議案第 33 号 平成 25 年度甘楽町水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 28 委員会審査報告 社会産業常任委員会

◇議長（吉田恭一君） 日程第 28、委員会審査報告を行います。

社会産業常任委員長、登壇して報告を願います。

◇社会産業常任委員長（柳澤清次君） 甘楽町議会議長吉田恭一様。甘楽町議会社会産業常任委員会、委員長柳澤清次。委員会審査報告。本委員会に付託の請願を審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 94 条の規定により報告します。記。開催日時、3 月 8 日午前 11 時 30 分。場所、甘楽町公民館中会議室。出席者。委員長、柳澤清次。副委員長、山田邦彦君。委員、江原榮和君。委員、山崎澄子君。委員、長岡敬一君。委

員、黛 哲夫君。欠席者、なし。会議事件説明のため出席を求めた者。振興課長、三木純一君。農業委員会事務局長、佐藤芳雄君。健康課長、中野哲也君。水道課長、山田 勇君。審査の状況。請願第1号 甘楽町統合中学校校舎建設における地元産木材の利用に関する請願。戦後造成された本町の人工林は、資源として利用可能な時期を迎える一方、木材価格の下落などによる森林の手入れが十分に行われず、国土保全など森林の多面的機能の低下が懸念されております。このような状況を克服するためには、木を使うことにより森を育て林業の再生を図ることが急務となっています。国をはじめ、群馬県でも「ふるさとの山の木を使おう」を合言葉に、県産木材を使って住宅新築やリフォームする場合に費用の一部を補助する制度をスタートさせました。甘楽町統合中学校建設の基本構想、基本計画の中にも、内装や建具は町有林材や県産材を使用し、ぬくもりのある校舎にしたいと定めています。これから整備が始まる新統合中学校校舎建設に当たり、地元産の木材を活用した建設を望む請願であるので、全員一致で本請願を採択することに決定しました。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 社会産業常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。自席に戻ってください。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

請願第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第29 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長（吉田恭一君） 日程第29、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇して報告願います。

◇総務文教常任委員長（長谷川儀平君） 委員会報告を行います。平成25年3月15

日。甘楽町議会議長吉田恭一様。甘楽町議会総務文教常任委員会委員長長谷川儀平。委員会審査報告。本委員会に付託の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。1、開催日時。3月8日午前11時40分。2、場所。甘楽町公民館大会議室。3、出席者。委員長、長谷川儀平。副委員長、佐俣勝彦君。委員、富岡朝男君。委員、中里芳久君。委員、吉田恭一君。4、欠席者。委員、山崎愛子君。5、会議事件説明のため出席を求めた者。教育長、柴山 豊君。総務課長、斎藤 誠君。企画課長、新井貞行君。住民課長、三木さゆみ君。会計課長、飯塚 章君。教育課長、山田隆史君。6、審査の状況。請願第2号 年金2.5%削減の中止を求める意見書の請願。昨年12月に安倍内閣が発足して以来、日本経済は景気もやや持ち直し、明るい兆しが見えつつあります。これまでの深刻な不況の中、年金生活者に限らず若年層にも低賃金により生活苦を強いられてきました。このような中、本来の給付水準より高い年金額を受給していたとして、今年度から3年間で計画的に引き下げることになりましたが、年金制度を次世代に引き継ぎ、長期的に維持する方法として物価スライド制を導入し、公平な社会の実現に向けた制度であり、削減もやむを得ないとの意見の一致を見ました。よって、本請願は不採択とする。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。自席にお戻りください。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

請願第2号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

◇

○日程第30 発議第1号 甘楽町議会議員の諸給与支給の特例に関する条例の一部を改

### 正する条例（案）について

◇議長（吉田恭一君） 日程第30、発議第1号 甘楽町議会議員の諸給与支給の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

富岡朝男君、登壇して説明願います。

◇4番（富岡朝男君） 発議第1号。平成25年3月15日。甘楽町議会議長吉田恭一様。提出者、議会議員富岡朝男。賛成者。同、江原榮和。同、佐俣勝彦。同、長岡敬一。同、柳澤清次。同、長谷川儀平。甘楽町議会議員の諸給与支給の特例に関する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。提案理由。行政改革及び財政の健全化に資するため。

以上でございます。

◇議長（吉田恭一君） 自席にお戻りください。

提案者の説明が終わりましたので、ここで質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 異議なしと認めます。

発議第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

### ○日程第31 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について

◇議長（吉田恭一君） 日程第31、閉会中の所管事務継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました継続審査・調査の申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに決定いたしました。



### ○日程第32 議員派遣の件について

◇議長（吉田恭一君） 日程第32、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定によって、お手元に配付しました議員派遣の件について、お諮りいたします。

配付書記載のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） ご異議なしと認めます。

よって、配付書記載のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

それでは、少し休憩ということでよろしくお願いたします。



午後2時01分休憩

午後2時08分再開



### ○日程第33 一般質問

◇議長（吉田恭一君） 日程第33、一般質問を行います。質問通告の順番に発言を許します。

最初に、6番長岡敬一君。

◇6番（長岡敬一君） 森林環境保全について、質問をさせていただきます。

昨年12月の議会で、黨議員から森林整備についての一般質問が行われ、そのとき一定の答弁が出されましたが、あえて再び森林整備について視点を改めて質問に立たせていただきました。

山の役割は言うまでもなく、空気をきれいにし、きれいな水をつくり蓄えてくれ、気持ちを和らげてくれるなど、人間社会に多くの恵みを与えてくれます。我々議会も、この2年間に3カ所の林間地を視察する機会を与えていただき、学ぶことができました。

甘楽町も、面積の半分は山間地であります。この山を宝の山にするための英知が求められています。秋畑小学校が、この春閉校します。三中も含めて跡地利用が課題です。人の流出に歯どめをかける観光開発も必要です。また、群馬県も、森林環境保全デイを創設したとのこと。

一例を申し上げるなら、視察した秩父市では、森林整備事業で木質チップを利用したバイオマスガス化発電所を稼働されています。間伐などを利用して、木質チップをつくり、それを燃料として発電、周辺地域に配電しています。燃料の役を終えた炭は、活性炭として水の浄化剤、土壌改良剤に利用。発電の冷却水は、お湯としてお風呂に、農業用ハウスイ暖房に利用。森はきれいになり、清涼な水を供給し、森を整備する雇用の創出ができます。さらには、過疎化が進む秋畑地区のユートピアの実現につながるのではないかと。

夢のような話ではありますが、県も森林保全に力を入れるということから、いち早く実施事業に手を挙げて補助金の確保に当たるということをご提案したいと思っております。

そこで、1つとして、森林環境整備の具体的強化はありますか。言ってみれば、総合計画が論議されております。その中に、さらに一段と補強的な森林環境整備の内容を入れてもらえるかどうか、その考え方についてお尋ねをしたいと思います。

2つとして、バイオマス発電所をつくりましょう。建屋は、旧甘楽第三中学校体育館を利用というのはどうでしょうか。木質チップ工場は、発電利用のほか、ペレット生産も行い、暖房用燃料として販売。化石燃料から木質ペレットストーブを普及させるという方法もございます。

地域に冷却用のお湯を利用したお風呂をつくりましょう。そこで、今度竣工される工場センター等にお風呂もつくるということも考えられるのではないのでしょうか。

4番として、秋畑地区を林間保全地区として、太陽光・小水力発電など、自然エネルギーの特区とする。その周辺には、アルプス村ならぬ親交のある「ニュージーランド村」なるものをつくり、牛や羊の放牧をつくるというのはいかがでしょうか。

それらの夢を持った長期的な視野に立った検討をワーキンググループ等をつくり、考えていくのも1つの方法ではないかと。そのような町民に夢を持たせる考えについて、町の考え方をお尋ねしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 長岡敬一議員の「森林環境保全等について」のご質問にお答えを

いたします。

ご承知のとおり、森林は水を蓄え、水源を涵養する機能だけでなく、大雨のときに洪水や土砂災害を防止する機能、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止する機能、また多様な生物の生息地やレクリエーションの場になるなど、さまざまな機能を森林は有しております。

しかし、ここ近年、森林の荒廃が深刻化をしており、森林が持つ機能の維持、そして回復をいかに図るかが大きな課題となっております。

ご承知のとおり、これらの課題に対応するため、群馬県では森林整備等を行う費用負担を県民に広く求める検討を行っております。

こうした状況の中で、このたび長岡議員から森林環境保全についてのご質問をいただきました。もとより、当町においても、森林環境の保全は大変重要であると考えておりますし、森林の多い秋畑地域の振興についても、地域の立地条件等をかんがみながら、鋭意取り組んでおりますし、今後も引き続いて取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その上で、質問の内容等詳細につきましては、この後担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 振興課長。

◇振興課長（三木純一君） それでは、命によりましてお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の1つ目の森林環境整備の具体的強化策についてのご質問ですが、町長のご答弁のとおり、森林の役割が重要視される中で、現在森林の荒廃が深刻化しており、森林が持つ機能の維持・回復をいかに図るかが課題となっていると認識をしております。

こうした課題の中で、森林の再生には長期間を要し、無計画な伐採や無秩序な開発により破壊されますと、機能の回復は容易なものではございません。そこで、長期的視点から計画的な取り扱いが必要なことから、森林計画制度が設けられております。森林計画制度は、政府によります森林林業基本計画から、森林所有者による森林経営計画まで、森林整備を担うそれぞれの段階において、計画を立てまして実行する体系となっております。

町では、平成22年から32年までの森林整備計画を定めており、造林、保育、伐採、作業路網、森林病虫害対策、施業・経営計画、保健機能増進などについて策定し、計画的な森林の整備に取り組んでおります。

林道・作業道などの基幹道の整備はもとより、本年度開設します秋畑地域交流センタ

一、これは交流施設、交通ターミナル、公衆トイレ、駐車場の機能を備えておりますが、秋畑地域交流センターの活用をはじめとしまして、水源・憩いの森、森林セラピーロード、神の池周辺の整備を計画するなど、秋畑地域の貴重な資源を生かしながら地域振興に結びつけたいと意を注いでおります。

次に、木質資源のバイオマス発電の発電所の設置、木質チップ工場設置によるペレット生産、冷却水の活用等、いわゆるバイオマスの活用を通じた地域の振興についてのご質問をいただきました。

もとより、東日本大震災によります原子力発電所の事故以降、再生エネルギーへの関心が高まっていることはご案内のとおりですし、地域内において調達可能なバイオマスをエネルギー源として利用することは、災害にも強い自立・分散型エネルギーの増進にもつながりますし、長岡敬一議員ご指摘のとおり、いわゆる地産地消的にバイオマスを活用する地域循環型システムを構築することで、地域の活性化、新たな産業の育成、雇用の発生にも寄与するものと考えます。

一方、群馬県バイオマス活用推進計画、これは平成24年から33年までの計画でございますが、そのバイオマス活用推進計画の中で、現状でのバイオマスの活用に当たっては、バイオマスを原料として収集・運搬する段階、それらを製品やエネルギーに変換する段階、そして変換したものを利用する段階、それぞれに課題があると指摘をしております。

こうしたことから、ご質問のバイオマスの活用につきましては、今後地域の自然的立地条件、あるいは経済的・社会的条件に即した木質バイオマス活用の全容について、その有効性や可能性を慎重に検討していくことが求められるものと考えております。

また、ご質問の太陽光・小水力発電などの自然エネルギーの活用等、これはアルプス村ならぬニュージーランド村の考え方でございますが、そういったことにつきましても、今後慎重な検討が求められるものと考えております。

もとより、長岡敬一議員のご質問は、森林の持つ多様な機能や地域の特色を生かしながら、秋畑地域の振興策を検討したいとする視点からのご質問と受けとめておりますし、地域振興について貴重なご示唆をいただいたものと理解をしております。

町長が冒頭お答えしましたように、森林の多い秋畑地域の振興につきましては、鋭意取り組んでいる現状もありますし、今後も引き続いて取り組みを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。



以上を申し上げ、答弁とさせていただきます。

◇議長（吉田恭一君） 長岡議員。

◇6番（長岡敬一君） ありがとうございます。しかし、この総合計画の内容を見ますと、きょうも地域計画の説明を受けたんですけれども、実際昨年長野県の富士見町を訪問しまして、そちらの方の森林整備の状況について視察を行ってきたわけですが、あの町は甘楽町のおよそ5倍弱の森林を抱えておりまして、これを15年計画で整備をするということで、計画が既にもう始まっておるといってございまして。それで、やはり個人なり、個人の山だとか、あるいは町の山、または国有林とそういうものがありますけれども、そういうものについては町が主体になって、その中で委員会をつくって、それで進めていくと。

当町については、森林組合が主な事業主体でやっておるんですけれども、森林組合だけが事業主体でやったのでは、少し規模的に小さいんじゃないかと。したがって、やはり総合的にもう1歩森林保全対策について、その規模を大きくしていく必要があるんじゃないかという観点に立ちまして、今回の質問をさせていただいたわけでございます。

さらに、私も、全国的なこのバイオマス活動とか、いろんな町おこしを含めた町村の内容について幾つか調べさせていただきました。その中で、岩手県の葛巻町ですか。ここは、いろいろなバイオマス関係の自然再生エネルギーを取り入れたり、あるいは総合的な地理的条件に合った町おこし事業を行っている。

そういうものについても刺激を受けまして、甘楽町も今後の総合計画の中で、もう一段と考えた視点で取り組んでいただきたいと。そしてまた、甘楽町の将来における夢のあるまちづくりに、ひとつ当たっていただきたいと、こういうことを申し上げて、私もそういうものの開発については、ひとつワーキンググループ、そういうものを設ける中で、みんな夢を語り合ってつくり上げていくという方向をぜひお願いしたいと思うんです。

そういうことでお願いをして、私の方の質問とお願いにかえさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

◇議長（吉田恭一君） 長岡敬一君の質問が終了しました。

次に、5番山崎澄子君。

◇5番（山崎澄子君） 甘楽町保育園の正職員の増員を提案いたします。

私は、職場で、子育てで苦しんでやめていく同僚女性を見てきました。私自身、産休明けの保育には悩みもしました。

幸い、現在当町の保育園では、設備をはじめもろもろ整備され、心強い限りです。現在、保育児も二百余名の在籍とのことです。

かんなら保育園の職員の数でお尋ねいたします。現在、正職員が6名、臨時職員が15名の構成と聞いております。もちろん、正職員、臨時職員の皆さんは、保育士の資格も保育の経験もあるすばらしい方たちですが、現在の正職員の数ですと、クラス担任を臨時職員に頼らざるを得ないのではないかと思います。

現在は、生活環境が多様化し、種々の問題が起こることが想定されます。職員も子供たちだけでなく、必然的にそのような問題に対応することがふえてくると思われます。そういったことを考えますと、せめて担任だけは正職員が当たるということが妥当と考えられます。よって、正職員の増員を提案いたします。

今後、男女非正規就労者が増え、共働きをしなければならない家庭もふえてくると思います。安心して働ける、また子供を預けられるということは、若い人たちの町外への流出防止のみならず、定住かつ人口増につながる最善策ではないでしょうか。

以上が、私の質問です。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山崎澄子議員の「かんなら保育園の正職員の増員を提案する」、このことについてのご質問にお答えをいたします。

乳幼児期は健やかな成長発達をして、人格の基礎を培う大切な時期であります。保育に携わる現場の職員は、その責務の重要性を認識した上で日々の保育に携わっております。

臨時保育士といえども、保育士免許を取得しておりますし、しっかりとした保育理念を持たれており、正職員と同様に何ら変わりなく責任を持って職務を遂行していただいております。

町では、次世代育成支援行動計画を策定し、子供が健やかに育ち、そして安心して子育てができる町を目指し、「子どもを育てるなら甘楽町」を理念に、子育て支援策に鋭意取り組んでいるところでございます。

議員ご指摘のように、保育園を取り巻く環境は多様化しておりまして、保護者や地域からの保育園に対する期待が極めて高くなってきており、これらにこたえていくために職員の確保と資質の向上が重要な課題と、このことについては認識をしております。

いずれにいたしましても、今後は現在の保育園と幼稚園、この適正規模の具現化に向けた検討を進める中で、正規職員の割合を高めてまいりたいと考えておりますので、ご理解

を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 山崎澄子議員。

◇5番（山崎澄子君） ただいま、町長のお答えをいただいた件で、正職員をふやしていくということ、切にお願いいたします。

そして、保育というどうしても女性という見方がまだ非常に強いかと思うんですけども、その職員をふやすときに、ぜひ男子の保育士、こちらもふやしていただきたいと思うんですね。子供っていうのは、やっぱりだれかにぶら下がりたいとか何かそういうものが非常に強いと思うんです。そうすると、やっぱり女性も力が強いかと思うんですけども、限りがあると思いますので、そういうところを男の人というのはちょっとおかしいかと思うんですけども、子供にはそういった心があると思いますので、その増員の際にはぜひ男子の方もふやしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 山崎澄子君の質問が終了しました。

次に、1番江原榮和君。

◇1番（江原榮和君） 高齢者支援「地域福祉計画」の策定について質問いたします。

平成15年4月に施行されました改正社会福祉法におきまして、高齢者支援のための地域福祉計画の策定については、各市町村における努力義務となっております。平成24年3月末時点での群馬県内におけます策定市町村数は、35市町村中3割余りの12市町村にとどまっている状況にあります。

地域におけます人間関係が希薄になっていく中におきまして、高齢者が身近な場所で助け合える社会づくりを進めるためにも、高齢者を支援するための地域福祉計画を策定し、高齢者の孤立死を防ぐための見守り活動や災害時における避難援助体制を地域住民に周知する必要があると思いますが、町としてはどのように考えているのでしょうか。

特に、全国的に高齢者の孤立死が増加しており、地域で支え合う体制が欠かせない現状の中におきまして、町としての考えをお聞きいたします。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 江原榮和議員の「高齢者支援そして地域福祉計画の策定について」のご質問にお答えをいたします。

地域福祉の課題や地域の特性に即した地域福祉計画の必要性については、江原議員の言われるとおり、地域で支え合うというシステムをつくっていかねばならないことは私も同様に考えているところであります。

特に、急激な高齢化の進行によりまして、地域としてお年寄りをどう支えていくかということが喫緊の課題となりつつあり、地域福祉の重要性がご質問のように増しております。そのため、第5次総合計画を上位計画とする福祉部門の基本計画としての地域福祉計画を平成25年度中に策定したいと考えております。

計画の策定に当たっては、地域福祉推進の主体である住民の皆さまのご意見を伺いながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、そしてその解決に向けた施策や体制などを整備するための計画としたいと思っております。

詳細につきましては、この後担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 健康課長。

◇健康課長（中野哲也君） それでは、命によりお答えいたします。

議員ご承知のように、福祉に関する計画は、一般的には高齢者、障がい者、児童などの対象ごとに策定されますが、地域福祉計画は地域という視点で福祉に関する課題を整理し、住民の皆さまとともに地域において支援を要するさまざまな方の生活を支えていくための計画となります。

そのため、福祉部門の個別計画であり、高齢者福祉計画、障がい福祉計画、次世代育成支援行動計画、並びに社会福祉協議会等が策定する計画を、これまでの縦割りではなく横断的に結びつけ、包含するものとなります。

具体的には、手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上のさまざまな課題を住んでいる地域という場所を中心に考えて、地域に住む人たちが互いに思いやりを持って、公的な福祉サービスを利用しながら、ともに支え合って助け合うことで、自立した生活が送れる地域社会の形成を目指したいと考えております。

次に、計画策定の進め方でございますが、町長答弁のとおり、本計画は地域福祉の充実を図ることを目的とした福祉分野の基本計画でありますので、住民代表の方や社会福祉関係団体の代表者の方にご参画いただいた策定委員会を組織し、必要によりアンケート調査を実施するなど、皆さんの意見を十分に参酌し、作成したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

◇議長（吉田恭一君） 江原議員。

◇1番（江原榮和君） ありがとうございます。それにしても、高齢者に優しい、住んでよかった町をつくるためにも、公的サービスの連携はもとより、住民同士のつながりを

大事にし、支え合い、孤立死をなくすような住民への周知を図っていただけるように、策定を検討していただきたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 江原榮和君の質問が終了しました。

次に、10番中里芳久君。

◇10番（中里芳久君） 食物アレルギーと学校給食についてを質問いたします。

今、社会問題として大きくクローズアップされ、対策を考えられ、食物アレルギーをいかに防止するかが、課題として真剣に国を挙げて取り組みをしているところでございます。

学生にとって、楽しい給食の中の死亡事故が発生しました。学生の3%は、何らかのアレルギー体質を持っている。特に多い子供は、5～6種類のアレルギーがあるという。体質によって、食べ物も異なりますが、親や子供からは聞き取り調査が特に必要である。

これから、時期も暖かくなり、アレルギーや食中毒関係が発生しやすくなるので、十分注意が必要である。今後、当町において入学時期に特に学校給食が心配になることですが、対策をどのように考えているか、お伺いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 中里議員の「食物アレルギーと学校給食について」のご質問にお答えいたします。

議員のご質問にありましたように、昨年12月アレルギーがある児童が給食後に死亡するという痛ましい事故が報道されましたが、このような事故が繰り返さないために、我が身に置きかえて再点検し、対策を見直すことは極めて重要なことであり、日ごろから心がけているところであります。

議員から、アレルギーを持つ児童生徒の割合が示されましたが、甘楽町の状況を申し上げますと、アレルギーがある児童生徒は現在41人で、このうち主食等にアレルギー物質が含まれる場合には、代替食を持参するようお願いをしている児童生徒が12人おります。

エピペンを処方されている児童生徒は1人おります。学校には持ってきておりません。

また、議員からありました聞き取り調査については、毎年実施しており、その詳細については担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 教育課長。

◇教育課長（山田隆史君） それでは、命によりお答えをさせていただきます。

まず、調査関係でございますが、毎年入園・入学時及び年度末に、保護者へ学校生活管理指導表を配付いたしまして、アレルギーの心配がある場合は、医師の診察を受け、その結果を医師の署名を添えて提出していただいております。この管理指導表には、アレルギーの有無、原因物質、緊急時の処方薬、あるいは原因物質に対する配慮事項や管理事項などが具体的に示されており、この指示に従い給食をとっていただいております。例えば、アレルギー原因物質の摂取は禁止、あるいは弁当持参などの指示であります。

なお、この管理指導表は、保護者及び教育委員会、学校、給食センターがそれぞれ保有し、保護者、養護教諭、栄養士の三者による対策協議や、保護者が子供を指導するための資料としてございます。

このほか、軽度な食物アレルギーが心配される場合には、この管理指導表による調査とは別に、随時連絡帳や保健調査票等で申告をしていただき、学校と連絡を取り合っております。

また、給食センターでは、アレルギー物質を取り除いた除去食や代替食は提供していませんが、希望される保護者の皆さんには、毎月の献立表とは別に、アレルギー等表示献立表並びにアレルギー詳細献立表をお渡しし、子供への指導とお弁当持参などの対応をお願いしているところでございます。

次に、今後の対策でございますが、O-157やノロウイルス等による食中毒防止対策の徹底はもとより、食物アレルギーについては、学校、保護者、主治医、栄養士が情報を共有し、連携して事故防止に努めるとともに、緊急時の対応方法や予防策に関する行動指針等の作成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 中里議員。

◇10番（中里芳久君） ただいまの説明で、しっかりやっているということで安心いたしました。特に、新しく入ってくる入学生、この方にとってはまた改めてそういう調査は必要ではないかと思いますが、今までのお話ではしっかりやっているということで安心しました。ありがとうございました。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 中里芳久君の質問が終了しました。

次に、12番山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、3つのことについてお尋ねをいたします。

まず、ご当地ナンバープレートなどの導入をテーマに質問いたします。

今、企業やスポーツチーム、そして全国の市町村などいろいろな団体それぞれが、イメージアップをするためのマスコットをいわゆるゆるキャラに仕立てています。昨年行われたゆるキャラグランプリ2012では、ぐんまちゃんが全国で3位というおめでたい結果となりました。

新年度予算では、ご当地キャラクターを公募する予定ですが、当然その後はゆるキャラとか関連グッズをつくり、町おこしの一助とする予定と思いますが、どんなペースで行うか、伺います。

キャラクターを使い、ご当地ナンバーを導入する考えがあるでしょうか。現在、全国では42の都道府県で179の市区町村で導入していると聞いています。今、検討中の自治体を含めると44の都道府県で194の自治体と聞いています。

また、現在の町での登録台数はどんなものであるか伺います。

町のキャッチコピーも同時に募集してはいかがでしょうか。ナンバープレートに記入することも可能だと聞いています。

住民票をはじめ、各証明書の透かしにもキャラクターを使う自治体がふえていていると聞いていますが、導入の考えなどはあるでしょうか。

最後に、それぞれを行った場合の経費がどれくらいになるか、教えていただければと思います。

町の考えなどをお聞きいたします。

次に、童謡作詞コンクールの入選作品とご当地ソングのCD制作などをテーマに質問いたします。

「歌は世につれ、世は歌につれ」と言われます。歌を聞いたり、口ずさむと、その当時のことがよみがえったり、困難を乗り越える力を持ったり、心が和んだり、歌はいろいろな力を持っています。

先日行われたふるさとコンサートでは、実行委員会が主催して行われましたが、町も大きくかかわっていますので、幾つか伺います。

23回目を迎え、第2回から取り入れている童謡作詞コンクールの入選作品の発表、演奏が行われ、好評を博しましたが、実施時間が長過ぎたせいか、特別演奏をお願いした琴の調べが流れ始めるころには、観客の皆さんがどんどん退席をしてしまい、まことに残念

でした。また、演奏者に対して失礼に当たらないかひやひやしました。幾らかの改善の必要を感じましたが、いかがでしょう。

20年以上の歴史のある童謡作詞コンクールは、町おこしの大きな財産です。今までの入選作品をまとめて冊子にしたり、CDを作製したり、ホームページでの紹介をしてはいかがでしょうかでしょう。

また、ご当地ソング（甘楽民謡）の披露も行われました。当日と事前の新聞紙上などでは、国立歴史博物館の学芸員さんが音符を発見し、70年ぶりに披露されたとありますが、甘楽図書館にも蔵書をしている『歌の花束 甘楽野』という書籍には、各学校の校歌や社歌、団体歌、そして甘楽町音頭とともに甘楽民謡も収められています。ぜひ、各マスコミや県に対して、訂正が必要と思っていますが、いかがでしょうか。

この本の復刻版ができればいいなと思っていますが、関係者と相談を始めていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

世界中でたくさんの歌がつくられ、歌い継がれています。特に、ご当地ソングはその地域では特別な思いで歌われたりします。ぜひ、故郷を思い出す1つのツールとして、このご当地ソングのCD制作を行い、これには著作権など難しい面もあるでしょうが、住民の皆さんに普及してはいかがでしょうか。町外の人にも、いいPRとなると思います。

町の考え方を伺います。

最後に、「暮らしのガイド作成」について伺います。

つい最近までは、正社員が当たり前だった労働環境が、規制緩和の名のもと、法律を変え、現在特に若い世代では、非正規社員、非正規職員、そしてパートやアルバイト、契約社員、派遣社員、臨時職員など、いろいろな呼び方がありますが、当たり前のような状況となっています。まさに、さま変わりをしました。

当然、所得は減り、生活に困る家庭がふえていることと思います。本来、住民全員が保護や援助が必要のない所得を得るような仕組みにすべきですが、それでも必要な人が遠慮して受けずにいるのは決して正しい姿とは言えないと思います。しかし、制度そのものを知らない人も多いのではないのでしょうか。

そのほか、住民が知っておくと損をしない、得をする制度がたくさんあります。知らずに損をしてしまったということのないように、税金や保険、福祉や教育、生活保護や就学援助など、行政が行っている各種住民サービスがわかりやすく紹介されているものをつくってはいかがでしょうか。いわゆる「暮らしのガイド」と言えると思います。一層の住民サ



ービスの向上を行ってはいかががでしょう。

今現在は、各課や係、そして事業ごとにそれぞれの工夫をされた解説リーフレットやパンフレット、ときにはホームページで解説書が出ていますが、住民からは、「ややこしい」、あるいは「わかりにくい」との声もしばしば聞きます。ちょっと欲張りかもしれませんが、手元において気軽に字引のような使い方のできる各課を横断する総合的な、それでいてコンパクトなものがあると、住民にとって非常に有用なものと思います。

また、生活保護や就学援助などの申請用紙もつけておけば、一層喜ばれると思います。が、いかがでしょう。

職員の皆さんの間では、今の状態がベストと考える方や、部署によっては多忙で対応できない、こういうこともあると思いますので、実際に困ったことがあったり、案を持った住民が参加しての委員会などをつくり行うこともいいことだと思いますが、町の考え方などを伺います。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、山田邦彦議員のまず1番目の「ご当地ナンバープレート等の導入について」のご質問にお答えをいたします。

初めに、山田邦彦議員からご指摘をいただいたとおり、自治体が今、観光・特産品PRをはじめとして、地域振興などのためにつくったマスコットキャラクターが全国的なブームとなっております。

また、市町村が原動機つき自動車、いわゆるバイクなどを中心にイメージアップやPRを兼ねてご当地ナンバープレートの導入を行ってきております。日本経済研究所の調査によると、3月1日現在のご当地ナンバーの導入状況は186市町村が導入済みで、導入間近が12市町村であるとのことであります。先日の読売新聞でも、前橋市が10月発行と発表しておりますが、こうした動きは平成19年に登場してから、町の紋章といいますか、走る広告塔として急速に広がり、今後も増加するものと予想をされております。

こうした中で、町でも知名度やイメージアップ及び観光まちづくり等を進める観点から、取り組みの一部を平成25年度予算に組み込みました。積極的にこれらを進めてまいりたいと考えております。

それらの詳細につきましては、それぞれの担当課長からお答えをさせますので、よろしくお願いをいたします。

次に、童謡作詞コンクールの入選作とのご質問をいただきました。これは、教育長にお答えをいただきたいと思っております。

3つ目の「暮らしのガイド」につきまして、お答えをいたします。

暮らしのガイドにつきましては、昭和59年4月に町政施行25周年記念事業の一環として、町民便利帳を発行した経緯がまずあります。その後29年が経過しますが、発行されておられませんし、今後についても、これらの需要は余りなく、発行は現在のところ考えておりません。

行政の各種制度、その手続については、それこそ年々改正をされておまして、その都度内容が更新されなければ、結果として間違った案内になる、古い情報になってしまうということが、非常に懸念をされるところであります。

現在は、それぞれの制度、個々の制度、手続は、該当される方には案内をしております、そのことは議員さんも周知のとおりであります。複雑多岐にわたっている制度・手続につきましては、まんべんなく案内することはかえってわかりにくいことと、情報が過多になるなどから、該当すると思われる方が問い合わせいただくのが一番よい方法ではないかなと考えております。そのために、相談窓口の充実を図り、顔の見える行政を目指していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後、担当課長からお答えをさせます。よろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 山田議員の「童謡作詞コンクール入選作品とご当地ソングのCD作成等」とのご質問のお答えいたします。

議員から、甘楽町ふるさとコンサートの運営に関してご質問いただきましたが、ふるさとコンサートの主催者は、議員からもありましたように、ふるさとコンサート実行委員会並びに文化協会であり、町及び教育委員会は後援としてお手伝いの立場にあることを、まずご理解をいただきたいと思えます。

したがって、コンサート全般の企画、童謡作詞コンクールの募集依頼、特別ゲストの選定まで、主催者の皆さんが主体的に取り組み、23回の歴史を刻んでこられたところであります。

このことから、ご指摘のあった時間超過のことについては、今回は少し気持ちが強く入り過ぎた感はあります。この場で後援者が申し上げるよりも、終了後の反省会において活

発に意見交換がなされました。次回にご期待をいただきたいと思います。

なお、2つ目以降の質問については、課長から回答させますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 振興課長。

◇振興課長（三木純一君） それでは、命により、まず振興課関係からお答えをさせていただきます。

初めに、ご当地キャラクター作成関連についてのご質問でございますが、先ほど町長のご答弁のとおり、観光、物産品のPRをはじめ、地域振興を図るため、甘楽町をイメージできますキャラクターを平成25年度の中で募集したいと考えております。その計画では、募集いただいた作品の中から最優秀作品を選定しまして、観光まちづくり活動のイメージキャラクターとして決定したいと考えております。

その後、着ぐるみの作成、イベントなどでの活用、各種広報、これはパンフレット、チラシ等の印刷物、あるいはホームページなどがございますが、オリジナル商品づくりなどに活用したいと考えております。

なお、ご質問の着ぐるみ作成費用につきましては、デザイン等にもよると思いますが、1体で約100万円前後と想定をしております。

振興課の方は以上です。

◇議長（吉田恭一君） 住民課長。

◇住民課長（三木さゆみ君） 命によりお答えさせていただきます。

ご当地ナンバー導入については、先ほど町長がお答えのとおりですので、標識等について答えさせていただきます。

③番の登録数についてですが、3月1日現在、次のとおりの登録となっております。50cc以下の原付バイクが688台、50cc～90cc以下が75台、90cc～125cc以下が63台、ミニカーが24台、小型特殊、フォークリフト等ですが、107台、農耕用トラクターが665台で、町標識を合計すると1,622台の登録があります。

④番についてですが、キャラクター募集にあわせて、甘楽町を短く表現できるきらっとしたキャッチコピーを募集するのもよいと思います。そして、募集したキャッチコピーを標識の中に入れるのもよいと思いますが、山田議員もバイクの愛用者ですからご承知のとおり、標識の大きさは、高さ10センチ、横17センチ、大きくて横が20センチメートル

ルと限られています。その中に必要な情報、町の名前、記号・番号やボルトどめの穴、また自賠責保険のステッカーを張る場所などと、加えてキャラクターデザインが入りますので、町民の皆さまのご意見を伺いながら、十分検討する必要があると考えます。

⑤番の証明についてですが、現在も住民票等で偽造防止、改ざん防止とありますが、改ざん防止の用紙を使用して発行しております。ご当地キャラクターの決定により、証明類にも活用して、多くの方に親しみを持っていただき、町のPRに活用したいと考えております。

⑥番ですが、ご当地ナンバーは、標識の形を変える場合に金型代が初期費用にかかりますが、そのほかはナンバーが多色になる分、若干高くなります。ホームページなどによると、200円～300円とのこと。現在は、1回に200枚から300枚作成し、1枚税込105円となっております。大体2年度分程度まとめてつくっています。

改ざん防止用紙についても、当初費用に若干の版代がかかりますが、その後は通常の印刷代になります。現在は、1年度に1回、3万枚程度印刷し、1枚の単価は税込4円59銭となっております。

以上ですが、よろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 教育課長。

◇教育課長（山田隆史君） それでは、山田議員の2つ目のご質問「童謡作詞コンクール入選作品とご当地ソングのCD作成等を」と、その中でも2つ目のご質問でございます。

童謡作詞コンクールの入選作品をまとめて冊子、CD作成、ホームページでの紹介をということでございますけれども、作詞者並びに作曲者のお名前と詞はすべて確認できましたが、譜面につきましては作詞者の管理下でありましたので、確認できない年度が少なくありません。したがって、若干の不公平感はぬぐえませんが、出版社、及び作詞者、作曲者の了解が得られれば、ホームページで紹介をしていきたいと考えております。

続いて、3つ目のご質問でございます。70年ぶりに披露されたという部分の訂正のことでございますが、これについては披露の解釈の相違ではないかと判断しております。今後、町が紹介する場合には、十分注意してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

4つ目の『歌の花束 甘楽野』の復刻をということでございますが、この本が何部発行され、どのように取り扱われてきたのかわかりませんが、現在甘楽町図書館に2冊ございます。

復刻するためには、明確な目的と活用方法の設定が重要であり、復刻しても利用されなければ意味がございません。

また、この本の著者・発行者、そしてそれぞれの曲には作詞者、作曲者がおりますので、今のところ復刻は考えてございません。

最後のご当地ソングのCD作成についてのご質問でございますが、ご当地ソングであります甘楽町音頭、甘楽町愛唱歌については、デジタル化し、ホームページで紹介できるよう検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 企画課長。

◇企画課長（新井貞行君） 命によりまして、山田邦彦議員の3問目の「暮らしのガイドの作成」のご質問にお答えをいたします。

暮らしのガイドとなる資料につきましては、町広報誌、町民カレンダーやごみ分別の手引き、税目ごとの冊子、福祉・介護制度などに関しても詳しい冊子などが出ているように、目的別にさまざまなものがあります。また、予防接種や検診などのように該当する方、個々に案内しているものもございます。

もちろん、インターネットを使い、町のホームページにアクセスしていただければ、暮らしの情報として掲載され、内容も更新されていますので、暮らしのガイドとして十分活用していただけるものと考えております。

そこで、1つ目と2つ目のご質問につきましては、制度によって年々改正されるもの、手続が変更になるもの、該当条件が変更されるものなど、多数ございます。その都度、改訂版を作成することは効率的ではありませんし、そのままでは間違った内容のものとなってしまい、かえって皆さまにご迷惑をかけることとなります。ちょっと欲張ってすべてを網羅する資料となりますと、広く浅くということになると思います。結局のところ、問い合わせ先の掲載集というふうになりかねません。それでは意味がないということになってしまいます。

3つ目のご質問につきましては、今の状態がベストではないにしても、ベターだとは言えると思いますので、町主導の委員会を設置する考えはございません。

いずれにいたしましても、担当者へご相談、お問い合わせをしていただくことが、一番よく理解していただけるということになると思いますので、お気軽にお問い合わせ、ご相談

をいただきたいと思います。そのための相談の体制は十分整えていきたいと考えております。地域の民生・児童委員さん、人権擁護委員さん、保健推進員さん、行政相談員さん等、相談していただくことはもとより、消費生活センター、地域包括支援センター等も含め、お気軽に相談、お問い合わせいただければと考えております。

ご自分にかかわる制度、手続きにつきましては、直接聞いていただくことが理解を深めていただけるものと考えております。

血の通った温かみのある行政で、役に立つ場所を目指しておりますので、議員をはじめ住民の皆さまのご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます、答弁といたします。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） それでは、ご当地ナンバープレートの導入について、2回目の質問をさせていただきます。

おおむね了解しました。ただ、①のところで、どんなペースで行っていただけるかというのが、もう少し具体的になればうれしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 予算のご議決を賜りましたので、4月になりましたら募集についての準備を始めていきたいと考えております。

そして、今の私の考えでは、2月1日が町民の日でありますから、その町民の日にあわせてそれを発表できるようなスケジュールが組めればいいかなと考えておりますので、当面の予定としては、来年の町民の日あたりに発表できればと考えております。よろしくお願いたします。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） 1問目は、了解しました。

2問目に入らせていただきます。

先ほど、前段のところでも、町とか教育委員会は後援ですから、今度こうにしますとか、させますとかというのは当然言えないので、その範囲内での答弁ということで、ほとんどは了解できるんですけども、ぜひホームページにダウンロードできるようになれば、それなりの人には伝わると思うんですね。ただやっぱり、今現在でもコンピュータが苦手ですとか、具体的に自分の家に設置がしてないという方もいらっしゃいますので、著作権にかかわるほかの市町村ですとか、よその有名人がつくったものというのは、やはりつくるのはいろいろな難しさがあると思うんですが、童謡作詞コンクールにつきまして

は、先ほど課長の答弁のとおりで、譜面さえ見つければ、いわゆる著作権というのはそんなに難しくないのかなと思いますので、ホームページでの紹介だけでなく、本ですとか、CDですとか、そういう持ち運びができたり、コンピュータが得意でない人も使えるような形にしていいただければいいんじゃないかなと思います。

それと、④のいわゆる復刻についてなんですが、これもやっぱりたくさんの方の作詞作曲の方が著作権を持ってられる方、いらっしゃいますので、すぐにはそのまま復刻というのは難しいと思うんです。ただ、甘楽町に関するところだけの部分は何十曲もあります。一部分が甘楽町に関係するところ、いわゆる作者が不詳なものとかもありますので、そのあたりも上手に工夫すると、難しさはあるにしても復刻増補版といいますか、改訂版といいますか、できるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（吉田恭一君） 教育課長。

◇教育課長（山田隆史君） そうですね。最初の童謡作詞コンクールの作品の扱いの関係でございますけれども、先ほど申し上げましたように、これまでで曲数が99曲に及んでおります。その中で、23曲については、やはり作詞者の管理下にありましたので、譜面が見つからないという状況になってございます。

また、こういったことを1冊にまとめようということになりますと、これは継続して計画しておりますから、当然次の年にまた新しい曲が加わるということで、なかなかつくるタイミングというのがひとつあると思います。つくるにしても、やはり節目の年というんでしょうかね、そういうときにとり行うのがよろしいのかなと考えております。

それと、次の復刻の関係でございますけれども、これについても図書館に2冊ございますので、ごらんになっていただきたいということであれば、そちらの方、ごらんになっていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても先ほど議員の方から、甘楽町に関する曲だけというような話がございましたけれど、ただうちの方でこの本の確認する限りは、全部で267曲掲載されておまして、多くの作詞者、作曲者がおるということで、先ほど復刻が難しいというようなお答えをさせていただいたわけでございますけれども、もう少しこのへんについては内容を精査して、やはりもし復刻するということになれば、やっぱり目的、明確な目的、あるいは活用方法の設定が、先ほども申しましたように重要でございますので、現在の段階ではちょっと難しいかなという判断をしておるところでございます。

以上でございますが、よろしく申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） 作詞コンクールの入選作品のことについては、いわゆる節目と  
いいますか、例えば25周年ですとか、30とかということで、歴史を重ねていくとうん  
といいものができるのではないかなと思います。了解します。

それで、2つ目の質問なんですけれども、甘楽町だけという言い方をすると変なんです  
けれども、甘楽富岡全部あわせて267曲入っていて、去年の12月8日でしたか、7日  
でしたか、給食の日のことで、大々的に天下に知らせたいと言いますかね。そういうふう  
な内容が入っている歌も、二百数十曲の中にはあったりするんですね。私も、それこそ見  
るまでは知らなかったんですが、本当に町の歴史とある程度のところまで歌でわかりやす  
く紹介したりしているので、本当、価値のあるものと言いますか、諸先輩が残してくれた  
偉業だと思うんですが、ぜひそういう形で次の世代に伝えていければいいなと思いなが  
ら、期待しながら、質問を終わらせてもらいます。

最後に、暮らしのガイドの作成を、のことで2回目の質問をさせていただきます。

話は、大体了解できるんですが、先程の課長の中で、問い合わせの掲載集みたいな形で  
紹介されたんですけれど、そういう形でもやはり手元にあると便利だと思うんですね。

例えば、私の家にもいろいろな電話と言いますか、おしかりと言いますか、来るんです  
が、こういうことで役場に行ったけれど、どこに行っていかわからなかった。うろうろ  
していたら、ちょっと違う空気だったので残念だったみたいな話があるんです。その中  
に、とにかく甘楽町の場合は、いわゆる総合窓口方式になっているので、どんなことでも  
いいからとにかくまず入ったら右のところに行って、こういうことで言ってくださいとい  
う話をするんですけれど、やっぱり役場になれていないと言いますかね、敷居が高いよう  
に思っている方がやっぱりいらっしゃるんです。最後に課長が言われた、役に立つ場所を  
目指しているという、いいフレーズだと思うんですが、職員の方が何十年か勤めていた  
り、毎月何かの行事で役場にお邪魔したりという人は、そんなに難しくなくいろいろな係  
とか課とか担当に話ができるんですが、やっぱり来ること自体が勇気を出さないと来れな  
い人も中には案外たくさんいらっしゃるんですね。

ですから、そういうときにこういうふうな相談はどこの課のどこの係に話をすれば簡単  
にわかりやすく説明してくれますよという案内をすると、もっといい役場の形になるかな  
と思うんですが、A4かA3のこういう4ページぐらいのものでも、もしつくっていただ  
ければ便利ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。



◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 再度ご質問いただきました。先程答弁したように、まずは日々行政といいますか、法も動いていきますので、なかなかすべてを網羅したというのは難しいというお話をして、そのことについてはご了解をいただけたかなと思いますけれども、役場で例えばどんな仕事をしている、道路に穴があいている、水道が出なくなった、赤ん坊が生まれた、人が亡くなった、いろんな事象が起きると思いますけれども、そのときにその都度、これはどこ、これはどこという問い合わせ先を載せた手帳といいますかね。そういうものをというご質問を再度いただきましたけれども、それも極めてなかなか簡素化すると大変ですし、細かく書くと複雑化しますから、そここのころのちょうどとり合いといいますかね、その辺が非常に難しいかなと思いますけれども、一応議員のご質問でもございますので、そのことについては職員にちょっと検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 山田邦彦君の質問が終了しました。

一般質問が終了しました。



### ○字句等整理委任の件

◇議長（吉田恭一君） 平成25年第1回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句の整理につきましては議長にご一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。



### ○町長あいさつ

◇議長（吉田恭一君） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了いたしました。

ここで、町長から定例会閉会に当たりあいさつの申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原莊一君） 平成25年の第1回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

今議会定例会では、平成25年度の一般会計及び特別会計、水道事業会計予算をはじめとする33の議案と4件のご同意を上程申し上げましたところ、それぞれ慎重なご審議をいただき、すべて原案どおりご議決、ご同意を賜りまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

また、皆さまから寄せられました数々のご意見、ご要望を念頭に置きながら、ご議決いただいた予算の中で、住民の皆さんが安心して暮らせる環境づくりに努めてまいりますので、引き続きのご指導、ご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げる次第でございます。

東日本大震災の発生から2年が経過をいたしました。被災地の復興は思うように進んでいないという厳しい現実があります。また、福島第一原子力発電所から放出された放射能による影響がまだまだ暗い影を落としております。その一方で、政府の月例経済報告では、総括判断が2カ月連続で引き上げられました。2カ月連続で引き上げられるのは、震災前の平成23年1月から2月以来の2年ぶりのことだそうでもあります。人は目標や夢といった未来に希望が持てるものがあれば、元気が出て前向きになるということが出来ます。多少の光が見え始めた経済と同様に、震災復興にも明るい兆しが早く見えるよう願うものであります。

ことしも、3月からキラッとかんら観光キャンペーンが始まりました。これから楽山園1周年の記念、さくらウォーク、織田信長サミット、さくら祭り、武者行列、さくらマラソン大会と大きなイベントが予定をされております。特に、今年は織田氏ゆかりの9つの市町村をお迎えして、織田信長サミットを開催し、復元した楽山園を披露いたしますので、議員の皆さまにも、ご出席の上、盛大に開催できますよう、ご協力のほどお願いを申し上げます。

終わりに、この時期、健康にはくれぐれもご留意をいただき、ますますご活躍賜りますことをお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。大変ありがとうございました。



○議長あいさつ

◇議長（吉田恭一君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月6日に開会されました今期定例会も、議員各位をはじめ執行各位には円滑な議会運営にご理解とご協力を賜り、本日無事閉会することができますことに対し厚くお礼を申し上げます。

今回、上程議決されました平成25年度一般会計予算においては、財政健全化の取り組みをはじめ、子育て支援と福祉医療の充実、農林・商工・観光の振興、生活環境、教育文化施設の整備、及び住民協働のまちづくり等が基本方針として予算計上されました。財政が非常に厳しい中であって、大変とは存じますが、町民が安全で安心して暮らせるまちづくり、「夢」のある町、「にぎわい」のあるまちづくりを実現していただきたいと思いません。

平成25年度一般会計予算をはじめ、各特別会計予算、条例の制定及び改正、人事案、平成24年度補正予算、特に一般会計では日本経済再生に向けた緊急経済対策により、暮らしの安心・地域活性化のための13億円を超える社会資本整備総合交付金事業など、重要な議案を多数、終始ご熱心にご審議していただきました。

おかげをもちまして、上程されたすべての案件を滞りなく終了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

執行各位におかれましては、安定した自主財源の確保と財政の健全化が求められる中、今後の執行に当たっては適切なる運用をもって進められ、町民生活の安定並びに住民福祉の向上を図るために、一層の努力をいただき、より効率的な予算執行に努められることをお願い申し上げます。

今月には、信州屋が、また秋畑地域交流センターがオープンし、まごころとおもてなしで大いに町の活性化につながると期待されます。4月には、多彩なイベントが開催され、織田信長サミットが4月13日に開催され、キラッとかんら観光キャンペーンに花を添えることとなります。一日も早く景気が着実に回復し、社会全体に明るい展望が開けますよう、願うところであります。

最後に、甘楽町のますますの発展とご参会の皆さまのご多幸をご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

---

◇

## ○閉 会

◇議長（吉田恭一君） 以上で、平成25年第1回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後3時23分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長            吉        田        恭        一

署名議員           中        里        芳        久

署名議員           山        田        邦        彦